

政策所管部局	官房司法法制部		評価実施主体名	官房司法法制部	
施策等の名称	外国法事務弁護士の在り方についての検討				
目 標	基本目標	渉外的法律事務を安定させる		指 標	外国法事務弁護士の増加
	達成目標	渉外的法律事務サービスの供給を安定させる			
基本的考え方	<p>1 課題・ニーズ</p> <p>外国法事務弁護士（ 1 ）の現登録者数の不足は、 国内の渉外法律事務所（ 2 ）及び一部の外国法事務弁護士事務所が市場をほぼ独占する寡占状態を招き、 外国法事務弁護士間のビジネス上の競争環境がないことから法律サービスの質が向上しない等、 依頼者である国民にとって不利益な状況が生じる蓋然性が高い。</p> <p>そこで、 司法法制全般を所掌し、「外国弁護士（ 3 ）による法律事務の取扱いに関する特別措置法」（外弁法）を所管する司法法制部としては、 同法の目的の一つである渉外的法律事務サービスの供給の安定を図るため、 具体的には、 国民等による外国法に係る法律事務を依頼する際の選択肢の増加、 国民等が享受する外国法律事務サービスの質の向上に応えるために、 外国法事務弁護士の登録者数を増加させることが課題となっている。</p> <p>2 目的・意図</p> <p>我が国における渉外的法律事務を安定させるとともに、 外国における日本法に関する法律事務を充実させるため、 昭和61年5月、 外弁法を制定し、 外国の弁護士となる資格を有する者が、 その資格を根拠として新たな資格試験等を課されることなく、 我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとした。</p> <p>外国法事務弁護士制度は、 外国弁護士を受け入れることによって、 我が国における外国法に関する法律サービスの質及び量を向上させ、 我が国に居住する者及び我が国で活動する企業の渉外的法律関係において紛争を未然に防止し、 あるいは紛争を早期・適切に解決し、 その法律関係を安定させることを目的の一つとするものである。</p> <p>3 施策の具体的内容</p> <p>外国法事務弁護士となるためには、 法務大臣による承認と日本弁護士連合会の名簿への登録が必要とされる。</p> <p>そこで、 外国法事務弁護士となる資格の承認審査に関する事務を遂行する際には、 事前相談及び予備審査制度を積極的に活用し、 申請者の負担軽減、 承認申請手続の円滑化、 承認までの期間の短縮化を図ることにより、 ひいては外国法事務弁護士の登録者数を年々着実に増加させるべく努めている。</p> <p>なお、 施策の実施に当たっては、 現登録者数が増加することを中間目標に、 現登録者数の前年度からの増加率を中間成果指標として、 その結果を踏まえ外弁政策を適宜見直し、 最終成果である「渉外的法律事務サービスの供給の安定」を目指す。</p> <p>1 外国においてその国の弁護士となる資格を有し、 法務大臣の承認を受け、 かつ、 日本弁護士連合会の名簿への登録を受けた者</p>				

	<p>2 主として国際的法律事務を取り扱う我が国弁護士の法律事務所</p> <p>3 外国において法律事務を行うことを職務とする者で、我が国の弁護士に相当する者</p>
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>景気動向</p> <p>為替動向</p> <p>市場・企業活動のグローバル化</p>
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無</p> <p>当面は見直しなし。</p> <p>2 関係する施策等の改善，見直しの有無</p> <p>なし。</p>
評価結果	<p>1 測定時期</p> <p>平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法</p> <p>外国法事務弁護士の登録者数等については、定数の確保又は需要調整等を求めるものではないので、達成目標を設定し、達成度を数値化することにはなじまないが、外国法事務弁護士の現登録者数が着実に増加している事実は、我が国における渉外的法律事務が安定してきていることの証左となり得ることから、現登録者数が増加することを中間目標に、現登録者数の前年度からの増加率を中間成果指標として、渉外的法律事務サービスの供給の安定度を計る指標の一つとしたものである。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策</p> <p>承認申請受理 41人(前年度比13.8%増)</p> <p>承認(新規) 51人(同 64.5%増)</p> <p>登録(新規) 52人(同 44.4%増)</p> <p>現登録者数 186人(同 24.0%増)</p> <p>総承認者数 377人(前年度から51人増)</p> <p>総登録者数 370人(同52人増)</p> <p>別表「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」1及び2のとおり</p> <p>4 評価</p> <p>平成13年度の外国法事務弁護士の現登録者数は、前年度の150人から24%増加して186人に達し、渉外的法律事務サービスの供給がより安定した状態となったものと評価され得る。</p> <p>これは外部要因に加え、累次の外弁法改正により、承認基準を適宜見直し、内外の情勢に適合するように規制を撤廃・緩和したこと、承認申請に必要な全ての書式を電磁データ化した上、法務省ホームページに掲載しオンライン提供可能な環境を整備したことにより、申請者の手続上の負担がかなり軽減されたこと等の当部の外弁政策が功を奏したものと評価し得る。</p> <p>このように外国法事務弁護士の現登録者数が一段と増加したことにより、更に依頼者の選択肢が増え、国内外の多様なニーズに応えられる可能性も高まる結果となった。</p> <p>また、平成12年3月31日閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」(再改訂)及び同13年3月30日閣議決定された「規制改革推進3か年計画」において、外国法事務弁護士と弁護士との提携の在り方について所要の措置を検討するよう指摘を受けて</p>

おり、当部としては、日本弁護士連合会及び外国法事務弁護士協会等との意見交換を継続的に行う等、改正法の運用状況及び内外の諸情勢の実情把握に努めている。

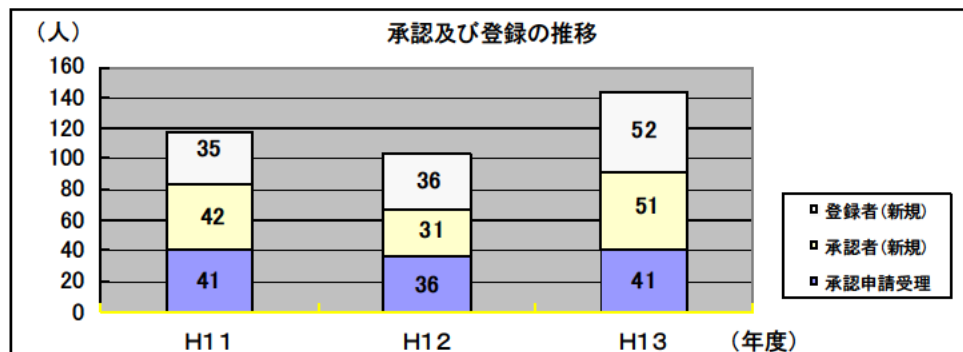
さらに、外弁問題については、司法制度改革審議会においても審議され、その意見書で、「日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである。」との意見が示されたことを受けて、司法制度改革推進本部において行われている改正外弁法の立案作業にも協力しており、これらは、将来の外弁制度の更なる改善、ひいては渉外的法律事務サービスの供給安定に寄与するものとして評価し得る。

[別表]

外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況1

	H11	H12	H13
承認申請受理	41	36	41
承認者(新規)	42	31	51
登録者(新規)	35	36	52

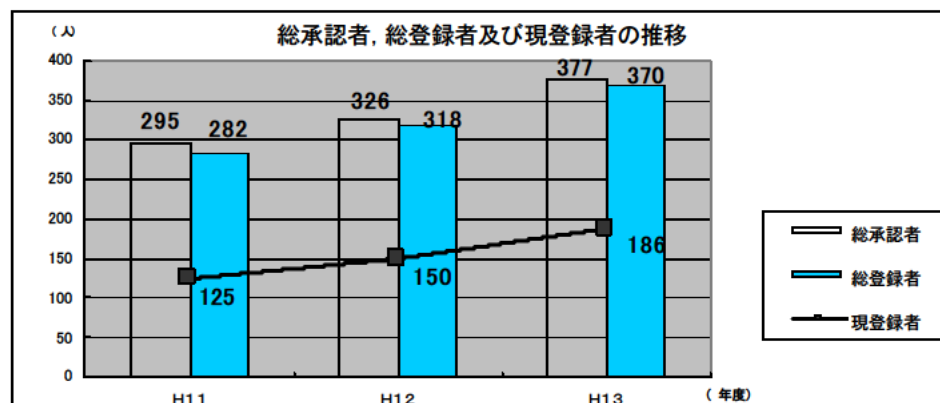
(注)各人数は、各年度末現在におけるもの。



外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況2

	H11	H12	H13
総承認者	295	326	377
総登録者	282	318	370
現登録者	125	150	186

(注)各人数は、各年度末現在におけるもの。



評価結果に基

1 講じた措置の内容及び時期

<p><b>づく措置状況</b></p>	<p>平成13年度の評価の結果を踏まえて改めて検討した結果、引き続き、外弁となる資格の承認審査に関する事務を遂行する際には、事前相談及び予備審査制度を積極的に活用し、申請者の負担軽減、承認申請手続の円滑化、承認までの期間の短縮化を図ることにより、ひいては外弁の登録者数を着実に増加させるべく努めている。</p> <p><b>2 今後の予定</b></p> <p>外弁問題については、司法制度改革審議会においても審議され、その意見書の中で、「日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである。」との意見が示されたことを受け、司法制度改革推進本部において、平成15年通常国会に改正外弁法を提出することが見込まれるところから、この立案作業に協力する。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>特になし。</p>
<p><b>備 考</b></p>	

政策所管部局	官房司法法制部	評価実施主体	官房司法法制部
施策等の名称	債権管理回収業の監督		
目 標	基本目標	債権管理回収業の適正な運営による国民経済の健全な発展	指 標 実施状況 ・ 苦情申立の状況（苦情率） ・ 回収先（債務者）ヒアリングによる回収状況把握 ・ 債権回収会社に対する行政処分の件数 ・ 債権管理回収業の営業許可審査件数 ・ 債権回収会社に対する立入検査の実施状況
	達成目標	債権管理回収業の適正な運営を確保する	
基本的考え方	<p>1 金融機関等による資金供給の円滑化を図るため、金融機関等が抱える膨大な不良債権を効率的に処理することが喫緊の課題である。</p> <p>2 不良債権等の処理を促進するため、これまで弁護士にしか許されていなかった債権回収業を、法務大臣による許可制を採ることにより民間業者に解禁し、債権回収の分野に民間活力を導入する一方、債権回収の分野に暴力団員、事件屋等の反社会的勢力が深く関与していた実態にかんがみ、許可にあたり、暴力団等の反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、債務者等の保護を図るため許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保する。</p> <p>3 法務省は警察庁及び日本弁護士連合会との三者による緊密な協力体制を背景とした許可の審査及び監督業務を行うことにより、債権管理回収業への暴力団等の反社会的勢力の参入を排除するとともに、債権回収会社による違法不当な回収行為により債務者が被害を受けることなどを防止する。さらに、立入検査の実施、回収先（債務者）ヒアリングによる回収状況の把握、苦情の受付等により、債権回収会社の業務に関して法令違反行為又は法令違反につながるおそれがある不当な業務処理事項が判明した場合には、行政処分（業務改善命令、業務停止命令、許可取消）の要否について検討し、債権回収会社に対する業務改善の措置を採る。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	1 測定時期		

平成14年3月31日

## 2 評価方法

不良債権の実質的処理を促進することにより金融機関等による資金供給の円滑化を図り、国民経済の健全な発展に資するという基本目標を達成するため、債権管理回収業の適正な運営を確保する過程において、債権回収会社の業務運営等が適正になされるようにすることを中間成果目標とし、以下の指標を用いることにより評価する。

- (1) 成果指標として、法務省に対する債務者等からの苦情申立の状況としての苦情率を用い、その増減により目標の達成度を評価する。
- (2) 結果指標として、債権管理回収業の営業許可にあたっての審査件数（許可会社数）、債権回収会社に対する立入検査の実施状況（立入検査実施率）、苦情受付件数、回収先（債務者）ヒアリングの実施件数及び債権回収会社に対する法務大臣の行政処分（業務改善命令等）の件数を用いる。
- (3) 評価に当たり、苦情申立の状況（苦情率）については、苦情として表面化しない潜在的な問題の有無を把握する手段としての債権回収会社の回収先（債務者）に対するヒアリングを実施した結果内容により補完するとともに、監督状況を示す立入検査の実施率、債権管理回収業の許可会社数の増加を平行モニタリングし、また、債権回収会社に対する行政処分の件数についても、監督を適切に実施しているかを示す指標である立入検査の実施率、苦情申立状況を平行モニタリングをし、これらの指標の増減推移を総合的に判断して評価をする。
- (4) 以上の定量的な指標のほか、債権回収会社に対して第1回目の立入検査で指摘した事項については、第2回目の立入検査までに十分な改善措置が採られており、再び同様の問題点は指摘されないことなどについても定性的な情報として評価する。

## 3 平成13年度に講じた施策

- (1) 苦情申立の状況 (前年度数値)  
苦情率（年間苦情受付件数 ÷ 許可会社数 × 100） 60.0% (82.2%)
- (2) 債権回収会社に対する行政処分の件数 0件 (0件)
- (3) 債権管理回収業の営業許可審査件数（許可会社数） 20件 (14件)  
平成13年度末現在の合計審査件数（許可会社数） 65件 (45件)
- (4) 債権回収会社に対する立入検査の実施状況  
実施会社数 16社 (14社)  
平成13年度末現在の合計実施会社数 33社 (17社)  
実施率（実施済会社数 ÷ 許可会社数 × 100） 50.8% (37.8%)
- (5) 回収先に対するヒアリング実施件数（累計） 81件 (51件)
- (6) 債権管理回収業に関する特別措置法の施行規則及び事務ガイドライン一部改正

債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正により、債権回収会社の取扱債権の範囲が拡大されるとともに、債権回収会社の業務に関する規制が緩和されたことに伴い、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則及び事務ガイドライン（債権管理回収業に関する特別措置法の実施に係る審査及び不利益処分の基準）を一部改正し、行為規制などに関する規定を整備した。

債権管理回収業に関する特別措置法施行規則及び事務ガイドラインの改正内容は以下のとおり。

### ア 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則について

債権管理回収業に関する特別措置法第18条第5項の規定により、債権回収会社は、特定金銭債権に係る債務であって利息制限法に定める利息の制限額を超える利息等の支払いを伴うもの（以下、「利限法超過債権」という。）については、利息制

	<p>限法の制限額内に引き直した上での利息・賠償額や元本の請求が可能となったことから、債権管理回収業に関する特別措置法第17条第2項の規定に基づく、債権回収会社の業務に従事する者がその業務を行うにあたり、相手方の請求があったときに明らかにしなければならない事項（第10条第1項第5号）、同法第20条の規定に基づく、債権回収会社が作成・保存しなければならない業務に関する帳簿（第15条第1項第7号、第8号）について規定した。</p> <p>イ 事務ガイドラインについて</p> <p>債権回収会社に対し不利益処分を行うか否かを判断するに当たり留意すべき事項として、利限法超過債権の取扱いに関する事項を追加したほか、債権回収会社の取扱債権の範囲が拡大されたことに伴い、暴力団関係者の参入排除などに係る項目を不利益処分の基準に追加した。</p> <p><b>4 評価</b></p> <p>債権回収という業務行為の性質上、一般的には暴力団等の反社会的勢力の参入や、債権者に対する過酷な取立て等が行われる懸念があるところ、債権管理回収業の許可会社数が増加するなか、立入検査の実施率、回収先（債務者）に対するヒアリング実施件数が増加しているとともに、債権会社に対する業務改善命令等の行政処分は行われていない状況において、前年度に比べて苦情率が低下していることは、債権回収会社の許可審査及び適切な監督が行われたことの結果、業界における暴力団排除の趣旨が徹底されるとともに過酷な取立てを防止することに寄与できたものと評価することができる。</p>
<p><b>評価結果に基づく措置状況</b></p>	<p><b>1 講じた措置の内容及び時期</b></p> <p>平成13年度の評価の結果を踏まえて改めて検討した結果、引き続き、許可の審査や許可後の立入検査等による監督、法令を遵守し適正に回収業務を運営しているか否かを確認するための回収先（債務者）ヒアリングの実施、苦情申立に対する処理のほか、債権回収会社の業務に関し、法令違反行為又は法令違反につながるおそれがある不当な業務処理事項が判明した場合には、行政処分（業務改善命令、業務停止命令、許可取消）の要否について検討し、債権回収会社に対する業務改善の措置を採ることにより、債権管理回収業の適正な運営を確保している。</p> <p><b>2 今後の予定</b></p> <p>金融機関等の不良債権残高は現在もなお膨大な金額に上っており、沈滞した我が国経済の再生を妨げている要因の一つとなっていることから、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）などにおいても政府の重要課題に位置付けられている不良債権問題を解決するため、債権回収会社の業務の適正な運営を一層確保する。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>特になし。</p>
<p><b>備考</b></p>	

政策所管部局	人権擁護局	評価実施主体	人権擁護局
施策等の名称	人権侵犯事件の適正な調査・処理		
目 標	基本目標	人権侵害による被害の救済及び予防の実施	指 標 人権侵犯事件の取扱件数等
	達成目標	女性・子どもに対する人権侵犯事件への取組の強化	
基本的考え方	<p>我が国の人権状況をみると、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人の問題、さらには、社会の高度情報化を反映したインターネット等の新しいメディアを利用した差別事象やプライバシーの侵害など様々な人権侵害が引き続き発生している。特に女性や子どもをめぐる人権問題については、配偶者・パートナーに対する暴力や児童虐待が大きな社会問題となっており、問題の解決に向けて「DV防止法」、「児童虐待防止法」が施行され、各種の対策が講じられた後も依然として事案が増加の傾向にあり、悪質な事例も少なくないなど、この問題が更に深刻化している状況にある。</p> <p>一般に弱い立場に置かれる人権侵害の被害者を実効的に救済するためには司法的救済を補完する行政上の取組が必要であることから、法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局、その出先機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門と各支局の人権擁護担当職員及び各市区町村に配置された全国約14,000名の人権擁護委員で構成）では、人権侵犯事件の調査処理により、人権侵害の被害者の簡易・迅速・柔軟な救済とその予防に努めているが、近時特に顕在化している女性及び子どもに対する人権侵害への重点的取組が必要となっている。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	国民の人権感覚や規範意識を含む様々な社会情勢の変化		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 有</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 有</p> <p>人権擁護法（平成14年3月、法案提出）により、平成15年4月から7月までの間に、国家行政組織法第3条第2項に基づく人権委員会を設置するとともに、新たな人権救済制度を創設することが予定されていることから、同法成立後に所要の見直しを行う予定である。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法</p>		



平成13年中の人権侵犯事件の取扱件数等により施策の実施状況を検証し、その有効性について定性的な評価を試みることにする。

### 3 平成13年度に講じた施策

人権擁護事務に携わる職員・人権擁護委員の意識改革、関係機関との連携協力関係の強化、広報活動の強化等を通じて、女性及び子どもに対する人権侵害事案への取組強化を図った。

#### (1) 人権擁護事務に携わる職員・人権擁護委員の意識改革

日常の業務遂行に必要な専門知識及び技能を習得させるため、人権擁護事務に携わる職員及び人権擁護委員を対象に行っている研修に、「DV防止法」及び「児童虐待防止法」を研修科目として取り入れ、配偶者暴力や児童虐待事案については、予防・防止、早期発見・早期対応、ケア・カウンセリング・フォローアップが特に重要であることの周知・徹底に努めた。

#### (2) 関係機関との連携協力状況

子どもの人権関係では、主として児童相談所を中心に関係機関及び関係団体から構成されている児童虐待防止の機能を持つネットワークが各地に整備されつつあることから、平成13年9月の集計で都道府県の単位では37、市町村等の単位では138のネットワークに参加した。また、女性の人権関係では、参加件数は把握していないが、配偶者暴力相談支援センター等からなるネットワークへの参加を進めている。

#### (3) 人権侵犯事件の処理の状況

平成13年中の人権侵犯事件の処理総数17,782件(前年比416件の増加)のうち、女性に対する暴行虐待が3,320件(728件の増加)、差別待遇が83件(60件の増加)、セクシュアル・ハラスメントが434件(143件の増加)、ストーカーが295件(19件の増加)である。同じく子どもに対する暴行虐待が643件(23件の増加)、いじめが482件(51件の増加)、児童買春が1件(1件の減少)である。

### 4 評価

人権侵犯事件の発生とその認知は様々な外部的要因に影響されるとともに、各事件の個別事情により必要な対応も大きく異なることから、人権侵犯事件の調査処理の効果を定量的に評価することは困難であるが、上記のとおり、女性及び子どもに対する人権侵犯事件の処理件数が大幅な伸びを示していることや、各地において、婦人相談所、児童相談所等の関係機関との連携協力関係が進展していることに照らせば、女性及び子どもに対する人権侵害への取組強化は一定程度達成されたものと考えられる。

他方、平成9年に総理府が実施した「人権擁護に関する世論調査」によれば、人権が侵害されたと思ったときに誰に相談したかとの質問に対して、「法務局」と回答した者の割合は1.9%、「人権擁護委員」は1.1%といずれも極めて低く、また、人権擁護推進審議会の答申(平成13年5月)においても、人権擁護機関は、実効的な被害の救済という観点から、国民一般の高い信頼を得ているとは言い難いと指摘されている。

そこで、人権擁護法による人権救済制度の抜本的整備の予定をも踏まえ、重点分野への取組を引き続き強化するとともに、積極的な広報等を通じて、施策の周知を図っていく必要があると考えている。

#### 評価結果に基づく措置状況

#### 1 講じた措置の内容及び時期

平成15年度に発足が予定される新しい人権救済制度への円滑な移行のためには、これを念頭においた取組の強化が必要であることから、本年6月に各法務局・地方法務局に対して「人権侵犯事件に対する取組の強化」と題する通知を発出した。

	<p><b>2 今後の予定</b></p> <p>人権擁護法（平成14年3月，法案提出）により，平成15年4月から7月までの間に，国家行政組織法第3条第2項に基づく人権委員会を設置するとともに，新たな人権救済制度を創設することが予定されていることから，同法成立後に所要の見直しを行う予定である。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>特になし。</p>
<b>備 考</b>	

政策所管部局	人権擁護局	評価実施主体	人権擁護局
施策等の名称	人権相談の充実		
目 標	基本目標	人権問題に対する総合的な相談サービスの提供	指 標 「女性の人権ホットライン」の利用件数等
	達成目標	女性及び子どもの人権問題を扱う専門的相談体制の整備	
基本的考え方	<p>我が国の人権状況をみると、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人の問題、さらには、社会の高度情報化を反映したインターネット等の新しいメディアを利用した差別事象やプライバシーの侵害など様々な人権侵害が引き続き発生しているところ、特に配偶者・パートナーに対する暴力や児童虐待等の女性及び子どもに対する人権侵害の問題が顕在化している。</p> <p>人権相談は、適切な助言を通じて人権問題の自主的解決を促進するとともに、人権侵犯手続や他の救済手続への導入・振り分け機能を持つ重要な施策であり、法務省の人権擁護機関では、総合的な人権相談の提供に努めているが、近時特に顕在化している女性及び子どもの人権問題への重点的取組が必要となっている。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	国民の人権感覚や規範意識を含む様々な社会情勢の変化		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 有</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 有</p> <p>人権擁護法（平成14年3月、法案提出）により、平成15年4月から7月までの間に、国家行政組織法第3条第2項に基づく人権委員会を設置するとともに、新たな人権救済制度を創設することが予定されていることから、同法成立後に所要の見直しを行う予定である。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 平成13年中の「女性の人権ホットライン」の利用件数等により施策の実施状況を検証し、その有効性について定性的な評価を試みることとする。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 (1)「女性の人権ホットライン」の充実 女性の職員・人権擁護委員の相談窓口への配置の推進、積極的な広報（専用リーフレット10万枚の配布等）等を通じて、平成12年7月に全国の法務局・地方法務局</p>		

に設置した女性の人権問題に関する専用相談回線「女性の人権ホットライン」による取組の充実を図った。

(2) 「子どもの人権110番」の充実

積極的な広報(「子どもの人権110番」の活動を始め、子どもの人権問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」のリーフレット142,800部の配布等)等を通じて、全国の法務局・地方法務局に設置した子どもの人権問題に関する専用電話回線「子どもの人権110番」による取組の充実を図った。

4 評価

(1) 平成13年中の「女性の人権ホットライン」の利用件数9,623件(月平均約800件)は、平成12年半年間の利用件数2,326件(月平均約390件)に比べ、月平均において2倍以上の伸びを示したことから、広報活動は一定程度の効果を上げたものと考えられる。

他方、平成12年に総理府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によれば、身体的な暴行被害を受けたときに誰に相談したかとの質問に対して、「家族」に相談したと回答した者の割合が54.7%であったのに対し、「人権擁護委員」に相談したと回答した者の割合は0.9%と極めて低い割合となっている。また、「どこにも相談しなかった」と回答した者の割合は37.8%、そのうち、「どこに相談してよいのか分からなかった」からと理由を述べた者の割合が5.9%となっているなど、人権擁護機関による人権相談が十分周知されていない状況が伺え、平成13年中に十分改善されたとはいえない。

そこで、今後とも、制度の周知のための広報に努めるとともに、相談体制の充実等を通じて、国民の信頼を得ていく必要があると考えている。

(2) 平成13年中の「子どもの人権110番」の月平均利用件数は約680件であるが、平成12年以前の資料がないため、広報の効果は検証できない。

しかし、児童虐待、いじめ、体罰等の子どもに対する人権侵害は依然深刻な状況にあり、引き続き「子どもの人権110番」による取組の充実を図っていく必要があると考えている。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

平成15年度に発足が予定される新しい人権救済制度への円滑な移行のためには、これを念頭においた取組が必要であることから、本年6月に各法務局・地方法務局に対して人権侵害事件を認知する契機としての人権相談の充実策を含む「人権侵害事件に対する取組の強化」と題する通知を発出した。

2 今後の予定

人権擁護法(平成14年3月、法案提出)により、平成15年4月から7月までの間に、国家行政組織法第3条第2項に基づく人権委員会を設置するとともに、新たな人権救済制度を創設することが予定されていることから、同法成立後に所要の見直しを行う予定である。

3 その他

特になし。

備考

政策所管部局	人権擁護局	評価実施主体	人権擁護局
施策等の名称	人権啓発活動の推進		
目 標	基本目標	人権啓発活動を推進する	指 標 市町村への拡充度 外部委託の実施状況 全国中学生人権作文 コンテストの実施状況
	達成目標	人権啓発活動ネットワークの充実強化を図る。 外部委託により，人権啓発を推進する。 全国中学生人権作文コンテストの実施により，人権啓発を推進する。	
基本的考え方	<p>人権尊重社会実現のため，国民に対し人権尊重思想の普及高揚を図ることにより，人権を尊重することの重要性を認識してもらうことを目的として，人権啓発活動を推進する。</p> <p>人権啓発を更に効果的なものにしていくために，それぞれの主体における実施体制の整備にあわせ，多様な主体が連携協力するための人権啓発活動ネットワークを充実強化する。</p> <p>中立公正な立場で，民間団体としての特質を生かした人権啓発活動を総合的に行うため，財団法人人権教育啓発推進センターに委託（中央委託）及び地域に密着したきめの細かい啓発活動を行うため，地方自治体等に委託（地方委託）して実施する。</p> <p>次代を担う中学生に，人権問題についての作文を書くことにより，人権尊重の重要性，必要性について理解を深めるとともに，豊かな人権感覚を身につけることを目的に実施する。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 有</p> <p>2 関係する施策等の改善，見直しの有無 有</p> <p>平成15年4月以降7月までに，国家行政組織法第3条に基づく委員会を設置し新たな人権救済制度を創設することが予定されていることから，人権擁護法が成立した後に所要の見直しを行う予定である。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 ネットワーク協議会参加市町村数</p>		

実施状況

実施状況

### 3 平成13年度に講じた施策とその評価

人権啓発活動ネットワーク協議会の拡充

平成13年度中に新たに70地域ネットワーク協議会(655市町村)が設置され、全国で50都道府県ネットワーク協議会(261市町村)及び134地域ネットワーク協議会(1,463市町村)となった。この都道府県ネットワーク協議会及び地域ネットワーク協議会の両方の構成員として参加している市町村数が133であり、いずれかのネットワーク協議会に参加している市町村数は1,591(48.8%)となっている。

外部委託の実施

中央委託

財団法人人権教育啓発推進センターを委託先として実施した。

平成13年度における実施状況は次のとおり。

人権啓発教材の作成(2種類)、人権啓発映画等の制作(2種類)、人権啓発フェスティバルの実施(3箇所)、人権関係情報データベースの運営・活用(人権に関する各種情報・資料等の収集・インターネットによる情報提供)、人権文化フォーラム(人権に関するシンポジウム)の実施(平成13年10月)、人権啓発指導者養成研修の実施(2回)、新聞広報の実施(全国地方紙52紙に年間2回)、人権ライブラリーの運営(人権に関する書籍・図画・ビデオ等の収集、提供:来館者774名)、人権擁護に関する調査・研究の実施(ハンセン病をテーマとした調査・研究)

地方委託

47都道府県及び12政令指定都市を委託先(一部は都道府県から市町村等に再委託)として実施した。

平成13年度における全国での実施状況は次のとおり。

講演会(617回)、資料作成(837種類)、テレビ放送(138種類)、ラジオ放送(106種類)、新聞広告(99テーマ)、研修会(509回)、人権啓発フェスティバル実施(41か所)、人権啓発フェスティバル参加(35か所)、啓発物品作成(204種類)、その他広告(87種類)、その他イベント(414回)

全国中学生人権作文コンテストの実施

全国の中学校の46.2%に当たる5,617校(対前年222校増)、全中学生の18.7%に当たる751,034人(対前年8,249人減)から人権作文が寄せられた。

応募作品総数751,034編の内容別内訳は、女性問題13,362編(1.8%,対前年265編減)、いじめ214,703編(28.6%,対前年23,247減)、高齢者問題33,826編(4.5%,対前年4,140編減)、障害者問題128,016編(17.0%,対前年2,812編減)、同和問題3,276編(4.4%,対前年955編減)、国際化に伴う人権問題30,861編(4.1%,対前年41編増)、差別問題一般78,390編(10.4%,対前年6,914編増)、その他219,113編(29.2%,対前年16,215編増)となっている。

作文コンテストの応募作品は、「いじめ」に関する作文が応募総数全体の28.6%、「障害者」を扱った作文が応募総数全体の17.0%を占め、この2つのテーマが応募総数全体の約半分にあたる45.6%を占めており、中学生にとって「いじめ」

	<p>「障害者」が極めて身近で重大な人権問題として意識されていることがうかがえる。</p> <p><b>4 評価</b></p> <p>平成13年度中に新たに70地域ネットワーク協議会(655市町村)が設置され、全国で50都道府県ネットワーク協議会(261市町村)及び134地域ネットワーク協議会(1,463市町村)となったが、ネットワーク協議会の構成員となっていない市町村が1,667あり、構成員となっていない市町村にネットワーク協議会の構成員となるよう働きかけ、人権啓発活動ネットワークの充実強化を図る必要がある。</p> <p>財団法人人権教育啓発推進センター・47都道府県及び12政令指定都市を委託先(一部は都道府県から市町村に再委託)として啓発活動を推進することができた。</p> <p>作文コンテストに応募した中学校は全国の中学校の46.2%であり、応募した中学生は全中学生の18.7%であるので、多くの中学生に人権作文コンテストに応募してもらうような工夫が必要である。</p> <p>今後とも人権尊重社会実現のため、人権啓発活動を推進していく必要がある。</p>
<p><b>評価結果に基づく措置状況</b></p>	<p><b>1 講じた措置の内容及び時期</b></p> <p>平成14年度中に4地域ネットワーク協議会を新たに設置する。</p> <p>(事項名 人権啓発活動ネットワーク整備経費 / (目)人権啓発活動委託費: 429,339千円,(目)諸謝金:6,292千円,(目)職員旅費:9,511千円,(目)人権擁護業務庁費:291,290千円,(目)人権擁護委員実費弁償金:179,050千円)</p> <p>財団法人人権教育啓発推進センター・47都道府県及び12政令指定都市を委託先として啓発活動を推進する。</p> <p>(事項名 人権啓発活動実施経費 / (目)人権啓発活動委託費:2,875,169千円)</p> <p>第22回全国中学生人権作文コンテストを実施する。</p> <p>(事項名 人権作文コンテスト実施経費 / (目)諸謝金:990千円,(目)人権擁護業務庁費:42,767千円)</p> <p><b>2 今後の予定</b></p> <p>人権擁護法(平成14年3月,法案提出)により,平成15年4月から7月までの間に,国家行政組織法第3条第2項に基づく人権委員会を設置するとともに,新たな人権救済制度を創設することが予定されていることから,同法成立後に所要の見直しを行う予定である。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>特になし。</p>
<p><b>備考</b></p>	